

## 訪問介護における生活援助の回数基準を超える計画の届出について

平成30年4月制度改正に伴い、居宅サービス計画上に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護における生活援助を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を区に届け出ることとされています。

この届出については、平成30年10月1日以降に作成された居宅サービス計画が対象となります。

届出基準については、以下のとおりとなります。

### ○【厚生労働大臣が定める回数基準】

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

### ○ 届け出る居宅サービス計画について

当該月において作成又は変更（軽微な変更を除く。）した、居宅サービス計画のうち、上記基準回数以上の生活援助を位置付けたものです。

- ※ 「当該月において作成又は変更した居宅サービス計画」とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言います。
- ※ 身体介護と組合せているものは（Ex. 身体1生活2など）は、対象となりません。
- ※ 本基準は平成30年10月1日より施行されるため、同年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行ってください。

### ○ 届出方法について

以下の2点の書類を、基本として郵送でご提出ください。

- ・ 居宅サービス計画（利用者等へ同意を受け、交付したもの）
- ・ 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（生活援助）算定理由書

○ 届出時期と場所について

届出時期 : 居宅サービス計画作成(同意交付後)の翌月の末日まで  
届出場所 : 文京区介護保険課 事業指導係

○ 届け出された居宅サービス計画について

事業指導係で内容の確認を行い、平成30年10月以降の地域包括ケア推進委員会に報告することとします。

算定理由書の内容について、担当のケアマネジャーに問い合わせをすることがありますのでご承知おきください。

○ その他

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(生活援助)算定理由書」については、10月1日以降に文京区ホームページにアップする予定です。

尚、今年度以降について届出方法等の変更がある可能性があります。その場合は、事前にお知らせいたします。

届出等に関して不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

【届出場所・問い合わせ先】

〒112-8555

文京区春日1-16-21

文京区福祉部介護保険課事業指導係

担当: 松本・佐藤

電話: 03-5803-1204